

平成18年5月1日

財団法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 殿

東京乗用旅客自動車厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」  
に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、下記のとおり意見を提出します。

#### 記

2004年の厚生年金保険法の改正により、「厚生年金基金の代行部分の債務は最低責任準備金である」と決定した。

当基金のような総合厚生年金基金の設立事業所にあつては、非上場の事業所が大多数であることから、代行部分を退職給付会計基準の対象から除外する。

仮に、対象とする場合は、最低責任準備金のみを対象とする。

以上、要望いたします。

以上